

高齢者虐待について

高知市基幹型地域包括支援センター

所長 関田 学俊

今日の内容

- 1 高齢者虐待について
- 2 令和4年度における高知市の高齢者虐待の現状及び傾向
- 3 虐待対応における地域包括支援センターの役割
- 4 事例紹介
- 5 最後に

1. 高齢者虐待について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(H18.4.1施行)

市民が虐待もしくは疑われる状況を発見した場合、市町村に通報する努力義務がある。市町村職員は通報者を特定するような情報を漏らしてはならない。

守秘義務に関する法律の規定が通報することを妨げるものと解釈してはならない。

高齢者虐待にあたる行為

- 1 身体的虐待
 - 2 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
 - 3 心理的虐待
 - 4 性的虐待
 - 5 経済的虐待
- ※セルフネグレクト

身体的虐待

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
 - ・暴力行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
 - ・外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
 - ・身体拘束、抑制をする

介護・世話の放棄・放任

- 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の進退・精神的状態を悪化させていること
 - ・専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置すること
 - ・同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置すること

心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応。その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること
- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すことにより高齢者に恥をかかせること

性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。

経済的虐待

- 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
- ・入院や受診、介護サービスなどの必要な費用を支払わない。
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用する。

セルフネグレクト

- 高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること
- ・家の前や室内にゴミが散乱している。
- ・極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している。

2. 令和4年度における高知市の高齢者虐待の現状及び傾向

◆相談・通告件数(122件) 認定件数(76件) 認定率(62.3%)

◆相談・通告者内訳

ケアマネ	警察	医療従事者	行政職員	住民・知人	被虐待者本人	介護事業所職員	民生委員	家族・親族	虐待者自身	その他
58	11	3	11	2	3	3	1	16	1	13

◆虐待の種別(重複あり)

身体的虐待	放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
37	23	32	0	24

◆被虐待者の性別

男性	女性
14	64

◆被虐待者の年齢

65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明
3	22	38	15	0

◆被虐待者の認知症日常生活自立度(総数71名)

自立	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度M
0	6	28	26	6	5

◆虐待者の続柄

夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明
15	4	26	24	2	0	5	0	2	0

虐待発生要因

- ① 経済的困窮
- ② 高齢者の身体状況
- ③ 介護負担
- ④ 家族・親族との関係
- ⑤ 性格や生活歴

3. 虐待対応における地域包括支援センターの役割について

- 
- (1) 通報・通告受理
 - (2) 受理ミーティング
 - (3) 情報収集
 - (4) 事実確認
 - (5) コアメンバー会議
 - (6) 虐待対応ケース会議
 - (7) 対応実施
 - (8) 対応評価
 - (9) 終結評価

高齢者の生命、身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な、情報収集項目や事実確認方法と役割分担及び期限について検討。

虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議。
※関係機関の方にも参加をお願いします。

虐待が解消されたこと、及び安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断となる。



4. 事例紹介

相談内容

○令和4年9月 A病院の相談員より地域包括支援センターに連絡がある。

本人が食事をとれなくなったと受診。検査をするが異常なし。腰痛の訴えもあり、腰椎の骨折がみられたため入院となった。

4. 事例紹介—世帯情報—

【基本情報】

83歳 女性。二女(51歳)と二人暮らし。同居する二女は無職。本人の金銭管理は二女が行う。住居は賃貸住宅。通院は中断しており、過去にA病院に入院していた経過あり。

【既往歴】

レビー小体型認知症、甲状腺機能低下、高血圧

【経済情報】

世帯収入:1.5万/月(本人の年金収入のみ)

預貯金:1000万円(二女名義の口座に本人の亡夫の生命保険の給付金が入金されたもの)

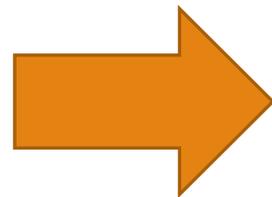
【介護認定】

令和4年10月末まで要介護2の認定あり。介護サービス未利用。

4. 事例紹介－虐待の判断－

○コアメンバー会議を開催

- ・本人を蹴る、叩く、突き飛ばす。→身体的虐待
- ・本人を怒る。→心理的虐待
- ・受診の中断。介護サービスを利用しない。
→介護・世話の放棄・放任
- ・二女が金銭管理を行う中で必要なサービスを利用しない。
→経済的虐待



虐待と認定

4. 事例紹介—その後の対応—

本人

- ・ショートステイを利用しながら入所先を探し、その後、有料老人ホームに入所となる。金銭管理も施設管理となる。
- ・年金収入が少なかったため、二女が福祉課に相談し生活保護受給開始となる。

二女

- ・二女単身での生活となり、精神的に落ち着いて生活ができている。

虐待の重度化を防ぐことができた！

5. 最後に

虐待通告についての考え方

- 通告とは、虐待についての情報を提供し、関係機関に援助の協力を頼み、その世帯に対し支援をスタートさせることです。
- 通告は、虐待者に罰を与えるための「密告」ではありません。
- 小さな変化でも構わないのでまずは相談してください。

相談先

【養護者による高齢者虐待】

- ・高知市役所 基幹型地域包括支援センター
- ・各地域担当 地域包括支援センター

TEL:088-823-9121

【施設従事者等による高齢者虐待】

- ・高知市役所 高齢者支援課
- 介護保険課(事業係)

TEL:088-823-9441

TEL:088-823-9927

証拠がなくても
大丈夫！！